

平成 29 年度 社会福祉法人茨城県社会福祉協議会 潜在保育士就職準備金貸付申請者募集要項

平成 29 年 4 月
社会福祉法人 茨城県社会福祉協議会

茨城県内の保育士確保を図るため、潜在保育士（保育士資格を有し保育士として勤務していない者）の再就職のための準備金を貸し付ける制度です。

平成 29 年度の貸付けを申請する方を次のとおり募集します。

1 募集期間 平成 29 年 4 月 10 日（月）～平成 30 年 2 月 28 日（水）必着

〔平成 29 年 3 月 1 日から平成 30 年 2 月 28 日の間に就職した方〕

※随時受け付けます。ただし、就職月の翌月までに申請すること。

（2 月に就職した方は 2 月末までに申請すること）

※平成 30 年 3 月 1 日以降に就職した方については、平成 30 年度（平成 30 年 4 月 1 日以降）の申請受付となります。

2 貸付対象

次のア～ウ全ての要件を満たしている方が申請できます。

ただし、保育士として週 20 時間以上勤務することを原則とします。

ア 保育士登録後 1 年以上経過した者

イ 次の施設又は事業を離職後 1 年以上経過又は勤務経験がないこと

- ・ 保育所及び幼保連携型認定こども園（児童福祉法第 7 条）
- ・ 家庭的保育事業（児童福祉法第 6 条の 3 第 9 項）
- ・ 小規模保育事業（児童福祉法第 6 条の 3 第 10 項）
- ・ 事業所内保育事業（児童福祉法第 6 条の 3 第 12 項）
- ・ 幼稚園（学校教育法第 1 条）

ウ 茨城県内の保育所等に新たに勤務する者

再就職のための準備金の対象経費の例

ア 保育所等への就職によって転居を伴う場合における転居費用

イ 転居先の賃貸物件の借り上げに伴う礼金や仲介手数料

ウ 保育所等で使用する被服費

エ 保育所等の勤務に復帰するにあたり研修等を受けた際の研修費用

オ 保育所等への通勤に要する移動自転車等の購入費

（バイク、自動車等含む）

カ 申請者の子どもが保育所等を利用する際に必要となる費用（保育料を除く）

キ 子どもの預け先を探す際の活動に必要な費用 など

【保育所等一覧】

法令・通知等		施設等種別
児童福祉法	第7条	保育所・幼保連携型認定こども園
	第6条の3第9項から第12項までに規定する事業であって第34条の15第1項の規定により市町村が行うもの、及び同条第2項の規定による認可を受けたもの	家庭的保育事業・小規模保育事業 居宅訪問型保育事業・事業所内保育事業
	第6条の3第13項に規定され、第34条の18第1項の規定による届出を行ったもの	病児保育事業
	第6条の3第7項に規定され、第34条の12第1項の規定による届出を行ったもの	一時預かり事業
	第6条の3第9項から第12項までに規定する業務または第39条第1項に規定する業務を目的とするものであって、第34条の15第2項、第35条第4項の認可又は認定こども園法第17条第1項の認定を受けていないもののうち、右記に示すもの	地方公共団体における単独保育施策(いわゆる保育室、家庭的保育事業に類するもの)において保育を行っている施設
学校教育法	第1条	教育時間終了後に教育活動(預かり保育)を常時実施している幼稚園
		認定こども園に移行を予定している幼稚園
就業前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律	第2条第6項	認定こども園
子ども・子育て支援法	第30条第1項第4号	離島その他の地域において特例保育を実施する施設

3 貸付額【無利子】

一人一回限り 40万円以内

4 申請方法

潜在保育士就職準備金貸付を申請しようとする方は、下表の1から5の書類を揃えて茨城県社会福祉協議会(以下「県社協」という。)へ提出してください。

申請に必要な書類

番号	提出書類	様式等	留意事項等
1	潜在保育士就職準備金貸付申請書	第3号様式	・連帯保証人の所得証明書類・印鑑登録証明書(3ヶ月以内に発行されたもの)を添付 ※連帯保証人が1名必要です。(連帯保証人の要件は次のとおりです。) ア 独立の生計を営む成年 イ 申請者が未成年の場合は法定代理人であること。
2	保育士登録証の写し		
3	住民票	—	・世帯全員の住民票(3ヶ月以内に発行された世帯主・続柄記載のあるもの) ※ <u>マイナンバー及び本籍地の記載は不要</u> です。
4	再就職準備金利用計画書	別記様式	
5	連帯保証人 ・印鑑登録証明書 ・所得証明書	市町村が発行するもの	
6	雇用証明書	第5号様式	※保育所等で作成してもらってください。

5 貸付けの決定

- ・提出された申請書類等を県社協で審査のうえ貸付の適否を決定し、結果をお知らせします。
- ・貸付決定となった方には、修学資金等借用証書、振込口座申込書等の書類を送付します。すで、契約締結(毎月第3水曜日の午後)に参加のうえ、県社協へ提出してください。

6 貸付金の交付

申請者の印鑑登録証明書を添付した修学資金等借用証書の提出をもって貸付契約が成立します。(不備があった場合を除く)

また、貸付金は、提出いただいた振込口座申込書に記載の金融機関(ゆうちょ銀行を除く)へ一括で交付します。

7 貸付金の返還について

返還の免除事由に該当する場合を除いて、1年(返還猶予を受けた期間があるときはその期間をあわせた期間)内に、月賦、半年賦の均等払又は、一括払の方法により返還していただきます。

※正当な理由がなく期日までに返還しなかったときは、年5.0パーセントの延滞利子が発生します。

8 返還の免除等

県内の保育所等において保育士として就職し、引き続き2年間業務に従事したとき返還が免除となります。

9 お問い合わせ先及び申請先

茨城県社会福祉協議会 福祉人材・研修部(人材自立育成担当)

(所在地)

〒310-8586

茨城県水戸市千波町1918 茨城県総合福祉会館3階

(電話番号)

029-350-8366(平日午前9時から12時、午後1時から5時まで)

社会福祉法人 茨城県社会福祉協議会

福祉人材・研修部（修学資金担当）

【電 話】 0 2 9 （ 3 5 0 ） 8 3 6 6